

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課
厚生労働省医政局看護課

「専修学校設置基準の一部を改正する省令」の施行について（周知）

今般、別紙のとおり「専修学校設置基準の一部を改正する省令」が令和 5 年 2 月 28 日に公布・施行されましたが、専任教員に関して、厚生労働省医政局地域医療計画課、厚生労働省医政局医事課、厚生労働省医政局歯科保健課及び厚生労働省医政局看護課が所管する学校、養成所等の指定等に関する省令に変更はございませんので、これについて御了知いただくとともに、関係者等に対し、周知をお願いいたします。

(別紙)

4 文科教第 1649 号
令和 5 年 2 月 28 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
専 修 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 の 長 殿
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 長

文部科学省総合教育政策局長

藤 江 陽 子
(公 印 省 略)

専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）

この度、別添のとおり、「専修学校設置基準の一部を改正する省令」（令和 5 年文部科学省令第 5 号）（以下「改正省令」という。）が、令和 5 年 2 月 28 日に公布・施行されました。

今回の改正は、大学設置基準等の一部を改正する省令等が令和 4 年 9 月 30 日に公布され、10 月 1 日から施行されたことを受け、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」において専修学校設置基準のあり方について議論が行われ、それを踏まえた所要の規定を整備するとともに、デジタル人材の量的・質的な需要に柔軟に対応するため、情報関係学科における必要教員数等の算定に関し、特例を創設するものです。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専修学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学法人の長におかれては管下の専修学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長におかれては所管の専修学校に対して、このことについて周知をお願いします。

記

第 1 改正の概要

(1) 専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 23 号）の一部改正

ア 通信制の学科における授業の方法等に関し、印刷教材その他これに準ずる教材の内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することも可能であることを明確化すること。（第 30 条関係）

イ 教員に関し、「専任の教員」を「基幹教員」と改め、その定義を「本務として当該専修学校における教育に従事する教員（専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。）又は 1 の分野に属する 1 若しく

は2以上の学科の教育課程に係る授業科目を1年につき8単位以上担当する教員」とすること。(第39条, 第40条関係)

- (ア) 置かなければならない基幹教員の数(以下「必要基幹教員数」という。)の4分の3以上は, 本務として当該専修学校に従事する教員である基幹教員(以下「本務基幹教員」という。)とすること。
- (イ) 必要基幹教員数に, 本務基幹教員として算入することができるのは, 1の専修学校の1の分野についてのみとすること。
- (ウ) 必要基幹教員数には, 1の基幹教員は, 同一専修学校ごとに1の分野についてのみ算入するものとする。ただし, 必要基幹教員数の4分の1の範囲内であれば, 同一専修学校における複数の分野において, それぞれ1年につき8単位以上の当該分野に属する1又は2以上の学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員である基幹教員(以下「年8単位以上基幹教員」という。)として算入することができることとすること。
- ウ 1の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合であって, 当該情報関係学科の教育課程と1の他の分野に属する1又は2以上の学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合においては, 必要な教員数及び校舎面積について, それぞれの分野の生徒定員数を基に加重平均した算定を可能とする特例を創設すること。(別表第1, 別表第2のイの表, 別表第3及び別表第4のイの表の備考関係)
- エ その他の所要の規定を整備すること。
- オ 施行期日等
- (ア) 改正省令は, 令和5年2月28日から施行すること。ただし, 基幹教員に関する規定については, 令和5年4月1日から施行すること。
- (イ) 教員に関する規定の経過措置として, 令和6年度までに行おうとする設置の認可申請に係る審査については, なお従前の例によるものとし, 改正省令の基幹教員に関する規定の施行の際現に設置されている専修学校については, なお従前の例によることができることとする。ただし, 改正省令の基幹教員に関する規定の施行の際現に設置されている専修学校であっても, 令和7年度以降に行おうとする課程の設置や目的変更の認可申請, 学科の設置に係る学則変更や分校設置の届出をする場合は, 改正後の規定が適用されること。

第2 留意事項

1 基幹教員の要件

- (1) 本務基幹教員は, 「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」(昭和51年1月23日文部事務次官通達(文管振第85号))で定義する「専任の教員」と同一であること。
- (2) 「1の分野に属する1若しくは2以上の学科の教育課程に係る授業科目を1年につ

き8単位以上担当」について、複数の分野の異なる学科等で共通して開講されている授業科目である場合は、いずれか1の分野での算入に限ること。なお、名称や位置づけが異なっていたとしても、同一の教員により同一の内容及び開講時間で実施される授業であれば、これも同様の取り扱いとすること。

2 基幹教員数への算入等

(1) 複数の専修学校における算入について

本務基幹教員は、1の専修学校の1の分野についてのみ算入するものであり、複数の専修学校で本務基幹教員として算入することは認められないこと。ただし、ある専修学校で本務基幹教員として算入されている場合であっても、他の専修学校において必要基幹教員数の4分の1以内であれば、当該他の専修学校において年8単位以上基幹教員となることが可能であること。なお、複数の専修学校においてそれぞれ必要基幹教員数の4分の1の範囲内で、年8単位以上基幹教員として算入することも可能であること。

(2) 同一専修学校における複数分野にわたる算入について

同一専修学校内では、一方で4分の3以上必要とされる本務基幹教員として算入し、他方で年8単位以上基幹教員としてそれぞれに算入することは認められないこと。ただし、1の専修学校の複数の分野で必要基幹教員数の4分の1の範囲内であれば、年8単位以上基幹教員として、それぞれの分野において算入することができること。

(3) 労務管理等

(ア) 同一の者が基幹教員として従事できる専修学校等の数に、一律の制限を設けるものではないが、適切な教育活動が行われるよう、労務管理等には十分留意することが必要であり、他の専修学校における担当授業科目の状況等に係る情報は得ておくことが望ましいこと。

(イ) 複数の専修学校等において業務に従事する場合、兼業やクロスアポイントメントの形によることが想定される。こうした場合の基幹教員の処遇等については、各専修学校における判断によることとなるが、必要に応じ、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和4年7月8日改訂 厚生労働省)や「クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点【追補版】」(令和2年6月26日 経済産業省・文部科学省)等を参考とし、適切に対応されたいこと。

3 情報関係学科における必要教員数の算定に関する特例について

(1) 本特例は、工業関係の分野を有しない専修学校における算定の特例として創設したものであること。

(2) 本特例により新設することが想定される情報関係学科は、情報学科、グラフィックデザイン学科やゲームCG学科などのうち、その教育課程の中で、高度な情報関係技術を習得することが求められるなど、工業関係の分野に属することが適当なものであること。

- (3) 本特例は、設置しようとする情報関係学科と他分野学科の教育内容に一定程度の関連性がある場合は、教員数等に関し、柔軟な算定を行うことを可能とするものである。具体的には分野の異なるそれぞれの学科の教育内容に概ね3割程度の関連性が求められる。したがって、本特例を活用する際は、他分野学科の教育内容を確認することが必要であること。
- (4) 情報関係学科に配置される教員については、当該学科の教育に関する専門的な知識、技術、技能等を有することが必要なこと。
- (5) 本特例により設置された情報関係学科は工業関係分野に属するものとする。
- (6) 本特例の算定を行うことができるものは、1の情報関係学科（工業関係の分野に属する学科として新設するものに限る。以下同じ。）を新設する場合（既存の学科の分野を変更して新設する場合を含む。以下同じ。）に限るものであり、複数の情報関係学科を新設する場合は、本特例によらずに分野を新設するものとする。また、本特例の算定を行うことができるのは、新設しようとする情報関係学科の生徒定員が原則40人未満のものに限り、40人以上の情報関係学科を新設する場合は、本特例によらずに分野を新設するものとする。

4 経過措置等

- (1) 基幹教員に関する規定は、令和7年度以降に行おうとする設置の認可申請に係る審査から適用されること。
- (2) 改正省令の基幹教員に関する規定の施行の際現に設置されている専修学校については、なお従前の例によることができることとするため、この改正を反映するためだけに学則変更の届出をする必要はないこと。
- (3) 改正省令の基幹教員に関する規定の施行の際現に設置されている専修学校であっても、令和7年度以降に行おうとする課程の設置や目的変更の認可申請、学科の設置に係る学則変更や分校設置の届出をする場合には、改正後の規定が適用されること。

(参考)

「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和51年1月23日 文部事務次官通達（文管振第八十五号））

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/04062904.htm

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（令和4年7月8日改訂 厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000962665.pdf>

「クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点【追補版】」（令和2年6月26日 経済産業省・文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20200626_mxt_sanchi01-mext_00750_1.pdf

添付資料

【別添】 専修学校設置基準の一部を改正する省令

<本件担当>
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
直通：03-6734-2915

○文部科学省令第五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十八条及び第四百四十二条の規定に基づき、専修学校設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十八日

文部科学大臣 永岡 桂子

専修学校設置基準の一部を改正する省令

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(通信制の学科における授業の方法等)</p> <p>第三十条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、又はその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこれらにより学修させる授業(以下「印刷教材等による授業」という。)と対面授業との併用により行うものとする。</p> <p>2・3 「略」</p> <p>(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数)</p> <p>第三十九条 「略」</p> <p>2 前項の教員の数の半数以上は、<u>基幹教員</u>(本務として当該専修学校における教育に従事する教員(専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この条及び次条第四項において同じ。))又は一の分野に属する一若しくは二以上の学科の教育課程に係る授業科目を一年につき八単位以上担当する教員をいう。以下この条及び次条において同じ。)でなければならぬ。ただし、当該<u>基幹教員</u>の数は、三人を<u>下回る</u>ことができない。</p> <p>3 前項の規定により置かなければならない<u>基幹教員</u>の数(以下この条において「<u>必要基幹教員数</u>」という。)の四分の三以上は、本務として当該専修学校における教育に従事する教員とする。</p> <p>4 必要基幹教員数に、本務として当該専修学校における教育に従事する教員として算入することができるのは、一の専修学校における一の分野についてのみとする。</p> <p>5 必要基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専修学校ごとに一の分野についてのみ算入するものとする。ただし、同一の専修学校における複数の分野において、それぞれ一年につき八単位以上の当該分野に属する一又は二以上の学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員は、当該学科の属する分野のそれぞれについて必要基幹教員数の四分</p>	<p>(通信制の学科における授業の方法等)</p> <p>第三十条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業(以下「印刷教材等による授業」という。)と対面授業との併用により行うものとする。</p> <p>2・3 「同上」</p> <p>(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数)</p> <p>第三十九条 「同上」</p> <p>2 前項の教員の数の半数以上は、<u>専任の教員</u>(専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。)でなければならぬ。ただし、当該<u>専任の教員</u>の数は、三人を<u>下る</u>ことができない。</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p>

の一の範囲内で算入することができる。

(通信制の学科を置く専修学校の教員数)

第四十条 「略」

2 前項の教員の数の半数以上は基幹教員でなければならない。ただし、当該基幹教員の数は三人を下回ることができない。

3 前項の規定により置かなければならない基幹教員の数(以下この条において「必要基幹教員数」という。)の四分の三以上は、本務として当該専修学校における教育に従事する教員とする。

4 必要基幹教員数に、本務として当該専修学校における教育に従事する教員として算入することができるのは、一の専修学校における一の分野についてのみとする。

5 必要基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専修学校ごとに一の分野についてのみ算入するものとする。ただし、同一の専修学校における複数の分野において、それぞれ一年につき八単位以上の当該分野に属する一又は二以上の学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員は、当該学科の属する分野のそれぞれについて必要基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。

附則

1 「略」

2 この省令の施行の際、現に設置されている各種学校が、昭和五十六年三月三十一日までの間に、高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより専修学校となる場合(以下「課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合」という。)

(において、当該専修学校の生徒総定員が四十人であり、かつ、第十九条第二項ただし書に規定する基幹教員の数により難い特別の事由があるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、当該専修学校の基幹教員の数を二人とすることができる。)

3 課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合において、第四十一条から第四十三条までに規定する教員の資格により難い特別の事由があるときは、これらの規定にかかわらず、こ

(通信制の学科を置く専修学校の教員数)

第四十条 「同上」

2 前項の教員の数の半数以上は専任の教員でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下回ることができない。

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

附則

1 「同上」

2 この省令の施行の際、現に設置されている各種学校が、昭和五十六年三月三十一日までの間に、高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより専修学校となる場合(以下「課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合」という。)

(において、当該専修学校の生徒総定員が四十人であり、かつ、第十九条第二項ただし書に規定する専任の教員の数により難い特別の事由があるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、当該専修学校の専任の教員の数を二人とすることができる。)

3 課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合において、第十一条から第十三条までに規定する教員の資格により難い特別の事由があるときは、これらの規定にかかわらず、この省

の省令の施行の日に当該各種学校の教員として在職する者で当該各種学校が専修学校となる日の前日まで引き続き在職するものは、その担当する教育に関する経験年数等に応じこれらの規定の各号に掲げる者に準ずる能力があると市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事が認めるときは、専修学校の教員となることができる。

4 課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合において、第四十七条に規定する専修学校の校舎の面積により難い特別の事由があるときは、同条の規定の適用については、別表第二イの表中「260」とあるのは「230」と、「200」とあるのは「180」と、「130」とあるのは「117」とする。

令の施行の日に当該各種学校の教員として在職する者で当該各種学校が専修学校となる日の前日まで引き続き在職するものは、その担当する教育に関する経験年数等に応じこれらの規定の各号に掲げる者に準ずる能力があると監督庁が認めるときは、専修学校の教員となることができる。

4 課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合において、第十七条に規定する専修学校の校舎の面積により難い特別の事由があるときは、同条の規定の適用については、別表第二イの表中「260」とあるのは「230」と、「200」とあるのは「180」と、「130」とあるのは「117」とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第一備考中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 一の情報に関する学科（以下「情報関係学科」という。）を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科の教育課程と一の他の分野に属する一又は二以上の学科（以下「他分野学科」という。）の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における教員数は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする。

イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した教員数に、当該情報関係学科の定員数が、当該情報関係学科の定員数と当該他分野学科の属する分野の生徒総定員の合計数（以下「情報関係定員総数」という。）に占める割合を乗じて得た数

ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した教員数に、当該他分野学科の属する分野の生徒総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

別表第二イの表備考中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における校舎面積は、次のイ及びロに掲

げる数の合計数とする（ロの表において同じ。）。

イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した面積に、当該情報関係学科の定員数が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した面積に、当該他分野学科の属する分野の生徒総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

別表第三備考中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における教員数は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする。

イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した教員数に、当該情報関係学科の定員数が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した教員数に、当該他分野学科の属する分野の生徒総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

別表第四イの表備考中の第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における校舎面積は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする（ロの表において同じ。）。

イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した面積に、当該情報関係学科の定員数が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した面積に、当該他分野学科の属する分野の生徒総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三十九条の改正規定、第四十条の改正規定及び附則第二項の改正規定（「専任の教員」を「基幹教員」に改める部分に限る。）は、令和五年四月一日から施行する。

(認可の申請に係る審査に関する経過措置)

第二条 令和六年度までに行おうとする専修学校の設置の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。

(教員に関する経過措置)

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に設置されている専修学校に対する改正後の専修学校設置基準第三十九条及び第四十条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

2 前項の規定にかかわらず、令和七年度以後に行おうとする高等課程、専門課程若しくは一般課程の設置若しくは専修学校の目的の変更の認可の申請又は学科の設置に係る学則の変更若しくは分校の設置の届出をする場合には、当該認可の申請又は届出に係る専修学校については、この省令による改正後の専修学校設置基準の規定を適用する。